



受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	2	12 - 18	日本文明の伝統 世界のどの国にも、それぞれ固有の歴史があります。…独自の文明を育てました。…自立した独自の文明を築いてきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（華夷秩序、国風文化などとの関連）	3-(3)				
2	2	24 - 25	世界でもっとも安全で豊かな日本を築いてきたのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（断定に過ぎる。）	3-(3)				
3	2	上右囲み1	基礎（きおそ）	誤りである。（ルビ）	3-(1)				
4	8	18- 20右	「昭和」とか「平成」というのは天皇の在位期間をもとにした年号です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（年号が天皇の在位期間をもとにしたかのように誤解する。）	3-(3)				
5	9	12- 16左	「西暦」というのはイエス・キリストが生まれた年を基準として、その年を「紀元1年」とし、その後は数字の順番に「紀元〇〇年」とあらわします。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（キリストの生年）	3-(3)				
6	9	5右	干支という暦	生徒が誤解するおそれのある表現である。（干支の性格）	3-(3)				
7	15	21- 23左	1872（明治5）年：アメリカ人ホーレス・ウィルソンが、旧制第一高等学校（今の東京大学の前身）で野球を教えた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（ウィルソンが野球を教えた学校）	3-(3)				
8	15	28- 29右	2013（平成25）年：ヤンキースの松井秀喜選手がワールド・シリーズのMVP（最優秀選手）に。	不正確である。（年代）	3-(1)				
9	17	囲み	「日本人最初の女子留学生・津田梅子」中、「1871（明治4）年、総勢110人にのぼる岩倉使節団が、アメリカに向けて横浜港を出発しました。使節団には60人の留学生が加わっていましたが	生徒が誤解するおそれのある表現である。（人数）	3-(3)				
			、そのうち5人は、日本で最初の女子留学生たちでした。」						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	19	写真	「万年時計（万年自鳴鐘）」中、「自鳴鐘（じめいきょう）」	誤りである。 （ルビ）	3-(1)	
11	26	6	約50万年前には、原人が登場し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時期）	3-(3)	
12	27	1	「氷河時代」 （同ページ6行目も同様）	表記が不統一である。 （同ページ「まとめにチャレンジ」①内、「氷河期」）	3-(4)	
13	27	19 - 20	これによって、日本人の歴史は3万5000年前までさかのぼることがわかった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （26ページ左「日本人の祖先」に照らして誤解する。）	3-(3)	
14	27	写真	「岩宿遺跡の打製石器」中、「相澤忠洋（あいざわたただゆき）」	誤りである。 （ルビ）	3-(1)	
15	28	9-1 0右	相澤は、・・横浜で生まれました。	不正確である。 （出生地）	3-(1)	
16	28	11- 15右	彼はひとり寺にあずけられました。・ ・あるとき、集めた縄文土器を大人に見せ、何につかったのかをたずねました。	不正確である。 （土器を見せた時期）	3-(1)	
17	29	22左	戦後、相澤は群馬県桐生市に移り住み	不正確である。 （桐生に移り住んだ時期）	3-(1)	
18	29	31- 32左	群馬県笠懸村	地名表記が不統一である。 （39ページでは現在の地名を使用）	3-(4)	
19	29	26右	1969（昭和44）年	誤りである。 （受賞年）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	31	20 - 21	縄文時代は、平和で安定した社会がつづき、日本人のおだやかな性格と日本文化の基礎が育まれた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
21	31	上中写真	柁の原遺跡	誤りである。 (遺跡の名称)	3-(1)	
22	32	8-1 0左	集落には、800以上もの住居、35棟の高床式倉庫(写真①)のほかに、10棟以上の大型建物・・・	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全ての住居等が同時期に存在したかのように誤解する。)	3-(3)	
23	33	写真②	大型遺物	誤字である。	3-(2)	
24	33	写真②	大型遺物・・・大型掘立柱建物	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)	
25	33	写真⑦	硬い石に穴をあけた・・・ペンダント。	不正確である。 (石の製品のみではない。)	3-(1)	
26	33	写真⑨	骨や角でつくった釣針。	不正確である。 (釣針ばかりではない。)	3-(1)	
27	34	21 - 22	紀元前3500年、シュメール人によって建設されたメソポタミア文明は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代が断定的に過ぎる。)	3-(3)	
28	34	上右写真	「菊花とライオン」中、「菊花」	生徒にとって理解し難い表現である。 (モチーフに関して断定的に過ぎる。)	3-(3)	
29	34	上右写真	「菊花とライオン」中、「新バビロニア王国」	表記が不統一である。 (36ページ17～18行目「バビロニア王国」)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
30	34	中左写真	「メソポタミア文明のジックラト（聖なる塔）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （復元であることがわからない。）	3-(3)	
31	35	16	紀元前1100年ごろ、殷が滅び、周の時代になると、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （年代）	3-(3)	
32	36	上左写真	「キリスト教」中、 「サンフランチェスコ大聖堂」	不正確である。 （大聖堂ではない。）	3-(1)	
33	38	左写真	銅鐸は香川県出土	不正確である。 （香川県出土と断定）	3-(1)	
34	39	上写真	「吉野ヶ里遺跡」中、「外濠①（環濠）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （外濠と環濠の関係）	3-(3)	
35	40	9	「・・・金印・・・」	不正確である。 （後漢書の引用）	3-(1)	
36	41	16 - 18	国内をまとめあげた日本は、・・・華夷秩序から離脱した。	生徒にとって理解し難い表現である。 （48-49ページ「倭の五王による朝貢」の記述との関係）	3-(3)	
37	41	上左囲み	「外の目から見た日本」中、「①・・・別のところでは、女性を大切にすると書かれている。」	不正確である。 （魏志倭人伝の記述）	3-(1)	
38	43	7 - 8	前方後円墳は、・・・国内各地に1万2000個も存在し、	誤りである。 （前方後円墳の基数）	3-(1)	
39	43	9 - 10	これらは大和朝廷の勢力の広がりを反映したものと考えられる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （当時の倭と朝鮮半島の関係）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
40	43	中左写真	「古墳の副葬品」中、「古墳の鏡・剣・勾玉は、三種の神器とよばれる副葬品。歴代天皇が継承し、天皇の地位を保証するものとなった。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (古墳の副葬品と三種の神器との関係)	3-(3)	
41	47	20-21左	そこで大和朝廷は、希望どおりの巨大な神殿をつくり・・・	不正確である。 (「古事記」の内容)	3-(1)	
42	48	14-16	この時期、大和朝廷は、半島南部の任那(加羅)に日本府を置いて、影響力をもった。 (同ページ18行目「任那を拠点とした大和朝廷」、49ページ年表「中国史料	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大和朝廷の朝鮮半島における影響力の程度)	3-(3)	
			と銘文から見た東アジアの国際関係」中、「562 任那が滅亡し、大和朝廷は朝鮮半島における足がかりを失う」も同様)			
43	48	17-20	高句麗は、百済の首都漢城(現在のソウル)を攻め落としたが、任那を拠点とした大和朝廷の軍勢の抵抗にあって、半島南部の征服は果たせなかった。しかし、404年、大和朝廷は高句麗と	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (5世紀ころの朝鮮半島の情勢)	3-(3)	
			交戦したのち、朝鮮半島から兵を引いた。			
44	48	写真	「高句麗の広開土王(好太王)碑」中、「この碑文に391年、朝鮮半島に出兵した大和朝廷が高句麗と戦ったことが記されている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (碑文には391年に倭が高句麗と戦ったことは記されていない。)	3-(3)	
45	49	3-5	倭王は高句麗に対抗し、朝鮮半島の広大な地域を軍事的に支配することを認める称号を宋から得た。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (称号の性格)	3-(3)	
46	49	17-19	6世紀も570年以降になると、それまでとは異なり、長い間、日本と敵対していた高句麗が日本に朝貢してきた。これに新羅、百済もつづいた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (高句麗、新羅、百済が日本に朝貢したかのように誤解する。)	3-(3)	
47	49	表	年表「中国史料と銘文から見た東アジアの国際関係」中、「391 倭が百済・新羅を服属させる(399年にも)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (399年の倭と百済・新羅の関係)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
48	50	側注③	仏教伝来の年については、・・・近年では552年とする『日本書紀』の説が有力となっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （現在の学説状況）	3-(3)	
49	51	下囲み	日本に技術を伝えた有力な帰化人に秦氏がいる。6世紀ごろにシルクロードから朝鮮半島を経由して日本列島へ・秦氏の族長は、秦の始皇帝の子孫ともいわれている。	生徒にとって理解し難い表現である。 （秦氏の出自）	3-(3)	
50	52	系図	「聖徳太子と天皇の系図」中、「押坂彦人大兄皇子」（59ページも同様）	誤りである。 （「推古」との関係）	3-(1)	
51	52	系図	「聖徳太子と天皇の系図」（59ページも同様）	生徒にとって理解し難い表現である。 （天皇の代数の根拠）	3-(3)	
52	53	12 - 17	次いで604年、太子は十七条の憲法を定めた。・・・イギリスの「権利の章典」に匹敵する普遍性のある内容である。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「権利の章典」の内容及び双方の関係）	3-(3)	
53	53	上図	「冠位十二階」中、「徳仁・・・（とくじん）」（107ページ左13行目、123ページ7行目・15行目も同様）	誤植である。	3-(2)	
54	53	側注2	民の権利要求を明文化したものではないが、・・・世界最古の憲法ともいわれている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （十七条憲法の性格及び位置づけ）	3-(3)	
55	53	上図	「冠位十二階」中、「役人の位階は1代限りで、世襲されなかった。これは当時としては画期的なことで、周辺国との大きな違いであった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本の独自性）	3-(3)	
56	55	16 - 17	聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家の設計図を描いた指導者だった。	生徒にとって理解し難い表現である。 （聖徳太子と律令国家の関係）	3-(3)	
57	55	18 - 19	・・・大和三山に囲まれた飛鳥地方	不正確である。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
58	55	写真	「四天王寺」中、「隋の返礼の使者たちは、四天王寺などを見学し、日本が優れた文明国であることを理解した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (隋の返礼使の行動)	3-(3)	
59	56	11 - 12	ところが、聖徳太子が亡くなった後、蘇我氏の一族が再び勢力を強めた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (聖徳太子と蘇我氏との関係)	3-(3)	
60	57	図	「蘇我氏の滅亡」中、1行目「天皇が謁見」	誤りである。	3-(1)	
61	57	図	「蘇我氏の滅亡」中、3行目「弓をもつのはと」	誤記である。	3-(2)	
62	58	図	「大宰府」	表記が不統一である。 (説明中には「太宰府」)	3-(4)	
63	58	側注1	このとき新羅の人々は、唐にならい、進んで「李」「金」といった唐風の1字名に改名した。この風習は現在にまで引きつがれている。	不正確である。 (改名)	3-(3)	
64	63	上右写真	「長安の城壁跡」中、「長安（現在の西安）は、漢から唐にいたるまで多くの王朝の都となったが、10mをこえる城壁がめぐらされていた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (長城の建設時期)	3-(3)	
65	65	17 - 18	大仏開眼の儀式は、長安にいたインドの高僧を招いて、・・・	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「長安」から招いたかのように誤解する。)	3-(3)	
66	66	9 - 10	・・・飛鳥（奈良盆地南部）の地に・・・法隆寺を建立した。	誤りである。 (法隆寺の位置)	3-(1)	
67	66	17	才能と容姿に優れた留学生が選ばれて海をわたり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (留学生の容姿)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
68	67	2 - 3	奈良時代には、・・朝廷の保護のもとに官寺が建てられるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （官寺の建設開始時期）	3-(3)	
69	67	7	天平文化を代表する官寺では・・四天王寺などがあり・・	不正確である。 （「四天王寺」）	3-(1)	
70	67	11 - 12	・・東大寺の大仏は、世界最大の銅像である。	不正確である。	3-(1)	
71	67	14 - 15	唐やペルシャではすでに失われたガラス器や楽器、唐三彩の逸品など・・	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中国やイランのガラス器や楽器などの現状）	3-(3)	
72	67	21 - 22	奈良時代の・・額田王らが・・	誤りである。 （「奈良時代」）	3-(1)	
73	67	写真	「正倉院」中、「・・収蔵されている。」	不正確である。	3-(1)	
74	68	14 - 15	班田収受（80ページも同様）	誤記である。	3-(2)	
75	69	12 - 14	10世紀に入ると、人口が増え、新田が不足したために、班田収授法はいきづまった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （班田収授法の行き詰まった原因）	3-(3)	
76	70	15 - 16	・・唐風文化が途絶えた。やがて日本独自の優美で繊細な貴族文化が発達した。これを国風文化とよぶ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国風文化の実態）	3-(3)	
77	70	18	服装も男性は衣冠束帯(71ページも同様)	不正確である。 （衣冠と束帯の区別）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
78	70	囲み	「菅原道真が提唱した遣唐使廃止の理由」中、③④	不正確である。 (「菅家文章」の記述)	3-(1)	
79	71	11 - 12	10世紀末になると、刀伊(満州の女真族)が九州を襲い、	不正確である。 (刀伊の入寇の時期)	3-(1)	
80	71	13	教団同士が争って僧兵が暴れ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (この時代の宗教組織)	3-(3)	
81	71	18 - 20	・ ・ 金色に輝く阿弥陀堂を建てて阿弥陀仏の像を奉納した。藤原頼通の平等院鳳凰堂(京都府)や・ ・	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な阿弥陀堂の状況)	3-(3)	
82	71	側注1	末法思想とは・ ・ いかなる修行も悟りも役に立たず、	不正確である。 (「役に立たず」)	3-(1)	
83	71	側注2	阿弥陀仏とは・ ・ 後世の民俗信仰。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (阿弥陀仏の起源)	3-(3)	
84	74	6-8 左	紀元前4、5世紀ごろに大陸や朝鮮半島から・ ・ 漢字が入ってきたと考えるべきでしょう。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (漢字の導入時期)	3-(3)	
85	74	26右	外→ト	誤りである。 (「外」)	3-(1)	
86	75	2-4 左	紀貫之は初めて・ ・ 『古今和歌集』序文を漢字・平仮名で併記しています。	誤りである。 (真名序の著者)	3-(1)	
87	75	2-6 右	清少納言の随筆、紫式部の・ ・ いずれも世界最古の女流文学として日本の誇りとされています。	生徒にとって理解し難い表現である。 (世界最古の女流文学が複数)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
88	75	14-16右	紫式部は父・藤原為信の一字(藤)の色(紫)と役名を組み合わせ、筆名にしています。	不正確である。 (筆名の由来)	3-(1)	
89	76	側注4	藤原氏とつながりのない後三条天皇	不正確である。 (後三条天皇と藤原氏との関係)	3-(1)	
90	77	12-15	院政が始まると、白河上皇は、平氏を中心とする武士団を…武士の発言力がしだいに強くなった。	生徒にとって理解し難い表現である。 (82ページ4行目以下「保元の乱」…この乱は武士が政治への発言力が増していききっかけとなった。」との関係)	3-(3)	
91	78	14-21右	日本で古代国家が完成し、律令制のしくみが整うと、天皇はしだいに政治の実権から遠ざかり、神々を祭る聖なる存在、あるいは国をおさめる権威となっていく。そして、実際に政治を	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (律令制における天皇、太政大臣、院の性格)	3-(3)	
			行うのは、太政大臣、摂政・関白、院、征夷大將軍などであり、天皇は彼らを任命し、政治の正当性を保証してきました。			
92	79	28-31左	3世紀前半から現在にいたるまで、一度も王朝の交代がないということだ。少なくとも見積もっても約1800年、変わっていない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時期)	3-(3)	
93	81	写真	石塁	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)	
94	82	16-17	また、藤原氏と同様に娘を天皇の后とし、生まれた皇子を天皇に立て、	生徒にとって理解し難いである。 (83ページ9-10行目「清盛の娘が産んだ1歳の安徳天皇を皇位につけた」との関係)	3-(3)	
95	82	写真	厳島神社	表記の基準によっていない。 (国宝マーク欠落)	3-(4)	
96	83	側注1	…平氏の領地は30か国あまりにおよんだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「領地」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
97	85	下右	「まとめにチャレンジ」中、3行目「次の次の言葉」	誤記である。	3-(2)	
98	86	17右	畿内の皇族社会	生徒にとって理解し難い表現である。 (意味不明)	3-(3)	
99	86	22-26右	頼朝は・・・朝廷から要求される役務を軽くするなど・・・源氏の総大将となり、源平合戦に勝利しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
100	87	上図	清浄光寺（せいじょうこうじ）	誤りである。 (ルビ)	3-(1)	
101	88	図	地図「13世紀後半の世界」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (現在の学説状況に照らして中央アジアの諸勢力を誤解する。)	3-(3)	
102	89	10	異国警護番役	誤字である。	3-(2)	
103	90	2-5左	1274（文永11）年、・・・これをむかえ撃ったのは、宗助国にひきいられた84人の武士でした。	生徒にとって理解し難い表現である。 (人数が断定的に過ぎる。)	3-(3)	
104	90	9-12左	武士の夜襲を恐れた元軍は、夕暮れがせまると湾内の船に引きあげ、翌朝には撤退していきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (船に引きあげた理由は史料にない。)	3-(3)	
105	90	5-8右	「倭人（日本人）はいさましく死を恐れない。たとえ10人が100人に遭遇しても立ち向かって戦う。勝たなければみな死ぬまで戦う。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鄭思肖の発言)	3-(3)	
106	90	26-30右	のちの明治時代に、政府は「朝鮮半島がロシアの勢力圏に入ると日本の安全が脅かされる」と警戒心を抱きました。その背景にも、元寇の体験が影を落としていたのです。	生徒にとって理解し難い表現である。 (元寇と、明治時代の政府の警戒心との関係について断定的に過ぎる。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
107	93	上囲み	強盗①	誤りである。 (①の位置)	3-(1)	
108	94	図	「花の御所 洛中洛外図屏風」中、「3代将軍足利義満が京都室町に造営」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (義満が造営した御所であると誤解する。)	3-(3)	
109	96	2 - 4	中国では、元が北方に追われ、1368 (応安元) 年、漢民族の王朝である明が建国された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
110	96	上左写真	「倭寇」中、「右側が倭寇」(97ページ地図標題「東アジアの海上交易のネットワークと倭寇の経路」、同凡例「14世紀の倭寇の経路」「16世紀の倭寇の経路」も同様)	表記が不統一である。 (同ページ小見出し「倭寇と勘合貿易」)	3-(4)	
111	97	図	「東アジアの海上交易のネットワークと倭寇の経路」中、「この時期の倭寇は中国人を中心とした多国籍集団で、彼らは明の海禁政策をかいくぐり、貿易や海運を行ういっ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (倭寇の時期、構成)	3-(3)	
			ぼう、中国の沿岸を荒らし回ったため、明は国力を弱めた。」			
112	98	図	「乱暴をはたらく足軽」	表記が不統一である。 (作品名が欠落)	3-(4)	
113	99	7	農村でも荘園制が崩壊し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (118ページ4-5行目にある「検地によって・・・荘園制度は崩壊した」との関係)	3-(3)	
114	99	側注1	こうして京都の文化が地方に広がり、各地に京都を模した「小京都」とよばれる町がつけられるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (小京都とよばれる町の成り立ち)	3-(3)	
115	101	右囲み	「惣の掟の例」中、「一、寄合に、・出席しない者には罰金を支払う。」	誤りである。 (「罰金を支払う。」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
116	101	右囲み	惣の掟の例	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (三ヶ条がそれぞれ出された時期)	3-(3)	
117	102	上図	藤原定家（ふじわらていか） 源実朝（みなもとさねとも）	表記が不統一である。 (103ページ13行目と表記方法が不統一)	3-(4)	
118	102	上左図	法然（隆信・知恩院蔵）	表記が不統一である。 (所在地の記載が欠落)	3-(4)	
119	103	3	興福寺（法相宗）の開祖無著	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (興福寺の開祖)	3-(3)	
120	103	7 - 9	東大寺南大門も・・再建され、重源像 の両脇におさめられたのが運慶の金剛 力士像である。	生徒にとって理解し難い表現である。 (重源像と金剛力士像との位置関係)	3-(3)	
121	103	上右写 真	「金剛力士像」中、「運慶・快慶作」	不正確である。 (制作者名)	3-(1)	
122	104	17 - 18	一般家屋も畳と襖、障子を取り入れた 書院造が主流となり、書画を鑑賞する 床の間が生まれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般家屋の様式)	3-(3)	
123	104	上右写 真	「銀閣」中、「銀箔を貼る予定があっ たので銀閣と称されるようになった。」	不正確である。 (銀閣という呼称の由来)	3-(1)	
124	105	9	上野国の足利学校	誤りである。 (「上野国」)	3-(1)	
125	105	17 - 18	盆踊りや年中行事が始まったのもこの 時代である。	不正確である。 (年中行事の始期)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
126	105	上右写真	「書院造 東求堂同仁齋」中、「・・別荘（銀閣）に設けた書齋」	誤りである。 （「銀閣」）	3- (1)	
127	106	21-23右	このような、農民が結束して借金の帳消しを求める一揆を土一揆（または徳政一揆）とよびます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （101ページ17行目以下の記述と齟齬）	3- (3)	
128	107	11-12左	中世に、やっとなサムライ（侍）が登場してきたのね。	生徒にとって理解し難い表現である。 （76ページで「武士の登場」とある。）	3- (3)	
129	108	表	「鎌倉幕府」中、「初めての武士の政権」	生徒にとって理解し難い表現である。 （83ページ「まとめにチャレンジ」には、「平氏の政権（武家政権）」）	3- (3)	
130	109	左吹き出し	「タンギー爺さん」は、少し後の時代にオランダで描かれた絵だ。	不正確である。 （制作場所）	3- (1)	
131	110	側注1	・・・駿河（静岡県）から相模（神奈川県）に進出した北条氏、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （北条氏の支配領域）	3- (3)	
132	111	1	駿河の北条早雲は浪人から戦国大名に・・	不正確である。 （北条早雲の出自）	3- (1)	
133	111	16-17	領国が豊かになるにつれ、荘園は衰退していった。	生徒にとって理解し難い表現である。 （領国が豊かになることと荘園衰退の関係）	3- (3)	
134	111	図	「信玄堤」中、「甲府盆地平野」	不正確である。	3- (1)	
135	111	側注2	伊達政宗の貞山堀（さだやまぼり）	誤りである。 （ルビ）	3- (1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
136	111	下右	「まとめにチャレンジ」中、「守護代大名」	誤記である。	3-(2)	
137	112	8 - 10	しかし、イベリア半島では15世紀末に、キリスト教徒がイスラム勢力を追い出し、ポルトガルとスペインがキリスト教国としてイベリア半島を統一した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (15世紀末のイベリア半島の状況)	3-(3)	
138	112	19 - 20	オスマントルコなどイスラム勢力が地中海の制海権をにぎっていたので、東方への物資の輸入ルートがはばまれていた。(217ページ2行目「オスマントルコ帝国」も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (オスマン帝国の性格)	3-(3)	
139	112	側注 2	熱心な信徒が共同生活するカトリック男子修道会の一つ。創立者はスペイン人のイグナチウス・ロヨラら6人で、ローマ教皇の信認を得てゴア(インド)に基地を築き、アジア布教に乗り出	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イエズス会の性格)	3-(3)	
			した。イエズスは「イエスの仲間たち」を意味する。			
140	113	10 - 12	1492年、コロンブスは南米の西インド諸島に到達した。ヨーロッパ人によるアメリカ大陸の発見である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (コロンブスの西インド諸島到達)	3-(3)	
141	113	図	「地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「16世紀に入ると、東半球でも両国の領土分割線が定められた。」 (152ページ 表「トルデシリャス条	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (両条約の内容)	3-(3)	
			約」全体も同様)			
142	114	側注 1	6-7行目「その旺盛な知識欲の驚いて」	誤記である。	3-(2)	
143	116	下左写真	安土城(復元/三重県伊勢市)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (安土城の所在地)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
144	117	15 - 16	1585(天正13)年、秀吉は朝廷から「豊臣」の姓をたまわって関白の地位についた。	不正確である。 (時系列)	3-(1)	
145	117	上図	「豊臣秀吉の天下統一地図」中、「1592年 奥州平定」	不正確である。 (年代)	3-(1)	
146	118	囲み	「刀狩令」中、「一、とり集めた刀や短刀などは・・・かすがいに使え。」	不正確である。 (「使え。」)	3-(1)	
147	119	3 - 4	・・・、東アジアからインドまでも支配してキリシタンを一掃するという壮大な構想を抱いた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「キリシタンを一掃」)	3-(3)	
148	119	15 - 16	・・・、翌年、秀吉が死去したため、遺言により撤兵した(慶長の役)。	不正確である。 (「遺言」)	3-(1)	
149	119	20 - 21	徳川家康は朝鮮出兵の議に率先して賛成しながら、一兵も送らず、自軍の勢力を温存して天下取りをめざした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (家康の行動)	3-(3)	
150	119	右図	「朝鮮出兵地図」中、「濟州島」	不正確である。 (着色)	3-(1)	
151	119	右図	「朝鮮出兵地図」中、「対島」	誤記である。	3-(2)	
152	121	8-1 1左	1587(天正15)年6月、追放令を出す前日、秀吉はキリシタン大名・高山右近とイエズス会の宣教師コエリヨに・	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
153	121	18- 23左	ところが、右近もコエリヨも、②には従えないと反対しました。・・・これが一神教の思想でした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
154	121	24-27右	秀吉は、キリスト教徒が一向一揆のように秀吉に敵対する集団となり・・・日本の国柄が変わることを恐れました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
155	122	6	戦国大名たちが築いた城は壮麗な天守閣をもっていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦国期の城郭)	3-(3)	
156	122	14	広さは2畳ほどと小さく	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (茶室の広さ)	3-(3)	
157	122	側注1	堺(さか)	誤りである。 (ルビ)	3-(1)	
158	124	11	大坂夏の陣	表記が不統一である。 (他は大阪)	3-(4)	
159	124	上図	「関ヶ原合戦図屏風」(・・・関ヶ原町歴史民族資料館)	誤りである。 (所蔵者名)	3-(1)	
160	125	下右	「まとめにチャレンジ」中、「徳川幕府」	表記が不統一である。 (他は江戸幕府)	3-(4)	
161	127	14-15	1639(寛永16)年、徳川家光は・・・オランダ以外の外国船の入港を禁じた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ17行目の「対オランダ・中国以外との貿易」との関係)	3-(3)	
162	127	19-20	・・・日本の植民地化の危険性を回避することだった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
163	127	図	「島原陣図屏風」(福岡・秋月郷土館蔵)	誤りである。 (所蔵者名)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
164	128	4	漢の書物	脱字である。	3-(2)				
165	128	12 - 13	宗氏は朝鮮の釜山に倭館を置き、活動の拠点とした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （倭館の実態）	3-(3)				
166	128	17 - 19	また、地の利を生かして東南アジア諸国との中継貿易のネットワークをつくり、薩摩藩に物資と情報をもたらした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （この時期の琉球の対外貿易）	3-(3)				
167	129	11 - 12	約50の藩でも独自のルートで「オランダ風説書」を入手していた。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「オランダ風説書」の入手ルート）	3-(3)				
168	130	10	武士株	生徒にとって理解し難い表現である。 （説明不足）	3-(3)				
169	133	3 - 4	・・尾形光琳が、装飾性豊かな屏風絵を完成させ、	生徒にとって理解し難い表現である。 （122-123ページとの関係）	3-(3)				
170	133	上右図	「近松門左衛門」中、「柿衛文庫（かきえ）」	誤りである。 （ルビ）	3-(1)				
171	134	13- 14右	庶民にも忠孝の道の尊さを・・	生徒にとって理解し難い表現である。 （孝についての記述欠落）	3-(3)				
172	134	18- 19右	忠義は主君に対するものだけではなく、万民のためでもありました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （忠義の対象）	3-(3)				
173	135	写真	二宮尊徳（1506～52）	誤りである。 （生没年）	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
174	138	4 - 5	・・・後期には識字率は全国平均50～60%と世界最高のレベルにまで高まった。(139ページ「まとめにチャレンジ」も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
175	138	下左図	「フォン・シーボルト」中、「5年間の滞在中に蝦夷・樺太まで踏査して動植物の採集を行っている。」	誤りである。 (蝦夷・樺太踏査)	3-(1)	
176	139	上表	「代表的な私塾」中、「1856 吉田松陰・・・」	不正確である。 (松下村塾の設立年)	3-(1)	
177	143	7 - 8	各地で一揆がおこり、田沼はその責任を問われ、老中を解任された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (田沼の老中退任理由)	3-(3)	
178	144	20	19世紀の初め、江戸には6000軒以上の貸本屋があり、	不正確である。 (貸本屋の軒数)	3-(1)	
179	147	2左	江戸は開府当時は15万人ほどでしたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
180	149	13	一橋慶喜(将軍)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (この時点の徳川慶喜の地位)	3-(3)	
181	149	側注4	海外との貿易によって政治力をつけ、藩財政の立て直しに成功した薩長両藩は・・・	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (長州藩の海外貿易)	3-(3)	
182	151	5-6 左	やはり、転機は、民衆の自治が生まれてきたことだ。	生徒にとって理解し難い表現である。 (101ページの「都市と農村の自治」との関係)	3-(3)	
183	151	右23	武士道	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
184	155	19 - 20	産業革命は、18世紀なかばにはフランス、ドイツ、アメリカにも広がっていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（時期）	3-(3)	
185	155	上左写真	「バスチーユ牢獄を襲う市民（1789年）」中、「圧政の であるバスチーユ牢獄」	脱字である。	3-(2)	
186	156	6	イギリスが最初に進出したのは、インドだった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（アジアでイギリスが最初に進出したのがインドであるかのように誤解する。）	3-(3)	
187	156 - 157	14 - 2	16世紀から18世紀にいたる300年間に、・・・他方、清朝の中国、李朝の朝鮮などのアジア諸国は、軍事技術の発達に関心をもたなかった。日本では、17世紀の初めに成立した江戸幕府が、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（中国、朝鮮と日本の、軍事技術に関する態度の対比）	3-(3)	
			軍事技術の発達をむしろ抑制して平和な社会をつくっていた。			
188	156	14 - 17	16世紀から18世紀にいたる300年間に、ヨーロッパでは国民国家が生まれ相争うことが多くなっていった。その間に産業革命があり、鉄砲、大砲、軍艦などの軍事技術も発達した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（国民国家形成と産業革命の時期）	3-(3)	
189	156	18	「李朝」（170ページ 19行目左及び左25行目左「李朝」、190ページ上左囲み「金玉均と甲申事変」中、「李朝」、199ページ上左写真「日本語と朝鮮語（ハ	表記が不統一である。（96ページ19行目「朝鮮（李氏朝鮮）」）	3-(4)	
			ングル）を併用する教科書」中、「李朝時代」も同様）			
190	156	上左図	地図「19世紀後半のヨーロッパ列強のアジア進出地図」中、マレー半島の塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。（19世紀後半におけるイギリス領）	3-(3)	
191	157	8 - 13	イギリスは植民地のインド人に麻薬のアヘンをつくらせ、・・・1840年、アヘン戦争が始まった。	生徒にとって理解し難い表現である。（156ページ 10-13行目「1857年、・・・全国的な反乱となった。これを武力で鎮圧したイギリスは、インド全土を支配下におさめ、植民地とした。」に照らして生徒が理解し難い。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
192	158	1 - 2	4隻の巨大な軍艦（黒船＝蒸気船）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （黒船と蒸気船の関係）	3-(3)				
193	158	9 - 14	ペリーが去ったあと、老中・阿部正弘は要求を拒否することを決め、諸大名から幕臣にいたるまで、有効な対策について意見を求めた。	生徒にとって理解し難い表現である。 （幕府の方針）	3-(3)				
194	158	14 - 15	島津藩	表記が不統一である。 （他では薩摩藩）	3-(4)				
195	158	上図	「マシュー・C・ペリー」（神奈川・横浜開港記念館蔵）	誤りである。 （所蔵者名）	3-(1)				
196	159	上図	ペリー神奈川上陸図	不正確である。	3-(1)				
197	159	中囲み	「ペリーは日本人をどう見たか」中、右1行目「一所懸命（いっしょう）」	誤りである。 （ルビ）	3-(1)				
198	160	17	橋本佐内	誤字である。	3-(2)				
199	160	上右図	「徳川斉昭」（東京・水府明徳会彰考館徳川博物館蔵）	誤りである。 （所蔵者名）	3-(1)				
200	161	上右図	「吉田松陰」中、辞世の句	誤りである。	3-(1)				
201	164	14 - 15	幕府を支えてきた会津藩の前藩主・松平容保は、東北の諸藩と奥羽越列藩同盟を結んで・・・	不正確である。 （奥羽越列藩同盟との関係）	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
202	165	5	発しられた。	誤記である。	3-(2)	
203	166	17 - 18	太政大臣・右大臣・各省のトップである参議からなる閣議が・・	不正確である。 (各省のトップと参議との関係)	3-(1)	
204	166	下左	「太政官（新政府）を構成する要人」中、「大隈重信（肥前）（びぜん）」	誤りである。 (ルビ)	3-(1)	
205	166	下左	太政官の読み方 日本の律令制では「だじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と読む。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
206	170	22左 -16右	わが国が新しい時代に対応する政治体制への切りかえを比較的早くすることができ、朝鮮や清国が遅れたのはなぜでしょうか。・・・ここに、日本が朝鮮や清国よりも早く政治体制を切りか	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (政治体制変革以前の時期の日本、朝鮮、清の比較)	3-(3)	
			えることができたわけがあったのです。			
207	172	9 - 10	その後、ロシア人が樺太に移住し、日本人とロシア人の雑居の地であることを認めさせた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (北方領土との関係)	3-(3)	
208	172	上左図	「近隣諸国との国境画定」中、「「画定」は国境についてのみに用いられる用語。」	不正確である。	3-(1)	
209	174	10左	今帰仁（いまきじん）	誤りである。 (ルビ)	3-(1)	
210	174	左16 -右15	「一種の奴隷解放」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (沖縄の状況について説明が不十分で理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
211	174	17-25左	琉球王国は、大名（貴族・領主）、士（官吏）、百姓（農民・職人・商人）という3つの身分からなる身分制度を維持していました。身分間の経済格差は著しく、18世紀後半以降、百姓身分	生徒が誤解するおそれのある表現である。（伊波普猷の言う「奴隸」状態）	3-(3)	
			の人たちは重税にあえぎ、困窮していました。この体制を終わらせた琉球処分について、沖縄学の父といわれる伊波普猷は、「琉球処分は一種の奴隸解放だ」と述べています。			
212	175	2-8左	蝦夷地（北海道）には古くからアイヌといわれる人たちが住んでいました。この人たちは日本語とは違うアイヌ語を話し、文字を使わない生活をしていました。彼らは日本本土の社会がすっ	生徒が誤解するおそれのある表現である。（日本本土の社会がすっかり農耕社会に変わる以前からアイヌといわれる人たちがいたかのように誤解する。）	3-(3)	
			かり農耕社会に変わってからも、狩猟採集の社会を維持しました。			
213	175	1-29右	「アイヌの保護」全体	生徒にとって理解し難い表現である。（「アイヌの保護」について説明が不十分で理解し難い。）	3-(3)	
214	175	9-11右	明治政府も、幕府の人口増加政策を受けつぎ、衛生の観点から、男の耳環と女の入墨を禁止しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（耳環と入墨が禁止された理由）	3-(3)	
215	175	18-23右	交易によって生活していたアイヌの人々は、土地を所有するという概念がなく、なかには酒1升で耕地を手放す者もいました。そこで、明治政府は、1899（明治32）年、アイヌからの要望	生徒にとって理解し難い表現である。（北海道旧土人保護法の制定に至る経緯の説明が不十分で理解し難い。）	3-(3)	
			に基づいて「北海道旧土人保護法」を制定し、			
216	177	側注3	日本は翌76年、日朝修好条規を結んで朝鮮を開国させた。・ただし、領事裁判権は日本側が有利に決められた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（日朝修好条規の性格）	3-(3)	
217	180-181		幕末・明治期の日本人の生き方（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。（その後の明治期の改革、近代化との関係）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
218	182	3 - 5	第1に、日本人に対して罪を犯したアメリカ人を裁く権利（領事裁判権）は、日本の裁判所になくてアメリカの領事裁判所にあった。	生徒にとって理解し難い表現である。 （他の欧米諸国とアメリカとの関係）	3-(3)	
219	183	13 - 16	日清戦争が始まる前の1894（明治27）年、日本は・・・領事裁判権を相互に認め合うことにした（日英通商航海条約）。	不正確である。 （「領事裁判権」）	3-(1)	
220	183	中右囲み	「陸奥宗光の功績」中、「それを恩義に感じていることを知っていた・・・メキシコに働きかけ、1888年、通商条約を締結した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日墨通商条約の締結経緯）	3-(3)	
221	185	上囲み	「江戸の会談と民権派の憲法草案」中、右「植木枝盛の憲法案第一条には・・・日本帝国は万世一系の・・・皇帝の身体は・・・又何れの責にも任ずる事なかる可し」	誤りである。 （植木枝盛の憲法案）	3-(1)	
222	187	中囲み	「教育勅語」中、「かくした知能」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
223	187	側注	「教育勅語」中、「日本古来の道德・習慣がないがしろにされていることをただすために」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （教育勅語発布の趣旨）	3-(3)	
224	187	側注	「教育勅語」中、7行目「翻訳され、」	誤植である。	3-(2)	
225	187	側注	「教育勅語」中、「多くの言語に翻訳され、国際的にも評価された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （教育勅語の評価）	3-(3)	
226	190	上右写真	「長崎事件」中、「市街戦」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「市街戦」）	3-(3)	
227	190	上右写真	「長崎事件」中、「日清戦争を引きおこす遠因になったといわれている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日清戦争の原因）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
228	191	上右図	「列強による清国分割」中、「台湾」	不正確である。 (着色)	3-(1)	
229	191	右囲み	「最初の政党内閣」中、「大隈重信は憲政党を結成した。のちに板垣退助の自由党と合流した。・・憲政党党首として・・」	不正確である。 (憲政党結成の状況)	3-(1)	
230	192	4 - 6	さらに、朝鮮半島に入って鉱山・鉄道敷設・租借地などの利権の獲得につとめ、朝鮮南部にまで手をのばしてきた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ロシアの行動の結末)	3-(3)	
231	193	側注 4	・・、ロシアは公使館防衛の名目で兵を入れ、王宮から朝鮮国王を拉致して・・	不正確である。	3-(1)	
232	194	上右図	「旗艦「三笠」の艦橋」中、「艦橋（せんきょう）」	誤りである。 (ルビ)	3-(2)	
233	194	表	両軍の兵力比較表	生徒が誤解するおそれのある表である。 (奉天会戦、日本海海戦と総兵力、総隻数の区別)	3-(3)	
234	195	6 - 7	この条約で日本は朝鮮半島の主導権をロシアに認めさせ、李氏朝鮮は、1897年に国号を大韓帝国（韓国）と改めた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
235	195	12 - 14	・・国民の一部は、これを不満として日比谷公園周辺で暴動をおこし、首相官邸・元老私邸・外務省・アメリカ公使館などを襲撃した。	不正確である。 (襲撃箇所)	3-(1)	
236	195	上右図	「日露戦争後の日本の領土と権益」中、「韓国における日本の支配権」	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ6行目には「朝鮮半島の主導権」)	3-(3)	
237	196 - 197	右10 -右2	「戦艦敷島の修理に全力を尽した職工たち」全体	指摘箇所の典拠は、信頼性のある適切なものが選ばれていない。	2-(9)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
238	197	4-3 3右	「アメリカの山奥ではたらいっている日本人の木樵たちが見せた愛国心」全体	指摘箇所の典拠は、信頼性のある適切なものが選ばれていない。	2-(9)				
239	198	5 - 7	1908（明治41）年、日本はロシアと第1次日露協約を結び、日本が韓国で特別の権益をもつこと、北満州と蒙古がロシアの勢力範囲であることを相互に認め合った。	不正確である。 （南満州が欠落）	3-(1)				
240	198	10 - 22	「韓国併合」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である （韓国併合の実態）	3-(3)				
241	198	17	ロシアのと会談	誤記である。	3-(2)				
242	199	上写真	「日本語と朝鮮語（ハングル）を併用する教科書」中、「李朝時代には普及していなかった文字ハングル」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ハングル普及の程度）	3-(3)				
243	199	上写真	「日本語と朝鮮語（ハングル）を併用する教科書」中、「公立学校では、近代化に不可欠な日本語の教育が重視されたが、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本語教育が重視された理由）	3-(3)				
244	199	側注3	西洋諸国の植民地統治は、統治する国から富を奪うことを目的とした。一方、日本の朝鮮統治は、自国から大量の資金を投入して近代化を進め、朝鮮が日本のよきパートナーになることを目的とした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本統治下で朝鮮の置かれた位置）	3-(3)				
245	199	側注3	「富」	表記の基準によっていない。 （「富」は常用漢字ではない。）	3-(4)				
246	201	8左	井上馨	不正確である。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
247	201	29-30右	韓国併合反対をとなえる大韓帝国の活動家・安重根に・・	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （安重根の主張）	3-(3)	
248	203	17-18	このころ片山潜・幸徳秋水・安部磯雄たちは、社会問題研究会を結成し、・・	不正確である。 （「社会問題研究会」）	3-(1)	
249	205	上写真	「第一国立銀行」（現みずほ銀行）中、「総監」	不正確である。	3-(1)	
250	206	上写真	北里柴三郎（きたざと）	誤りである。 （ルビ）	3-(1)	
251	209	19左	欧米（おぶべい）	誤りである。 （ルビ）	3-(1)	
252	210	表	韓国併合	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （韓国併合の実態）	3-(3)	
253	210	表	「韓国併合」中、「灌漑施設をつくり、・・」	誤記である。	3-(2)	
254	212	上左図	「三国同盟と三国協商」中、「協商とは、文書での取り決めはしないが強いつながりを示す外交用語。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「協商」の定義）	3-(3)	
255	213	10-13	袁世凱は、外部に知らせないことになっていた日本との交渉の内容を、・・英米両国は抗議したが、日本は一部譲歩しつつも、自国の権益を守るための十か条を承認させた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （二十一か条要求の実態）	3-(3)	
256	214	側注2	側注2全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （事件の全体像）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
257	215	中右写真	「工場ではたらく女性」中、「多くの男性が出兵したことで、女性の社会進出をうながすことになった。」	誤記である。 （「出兵」）	3-(2)	
258	216	上右図	「第一次世界大戦後のヨーロッパ地図」中、アイルランドの塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 （アイルランドが「ベルサイユ条約の民族自決の原則で独立した国」であるかのように誤解する。）	3-(3)	
259	217	6 - 7	運動は暴動に発展したので、軍によって鎮圧されたが、・・・	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （鎮圧の過程）	3-(3)	
260	217	側注3	このとき、1915年の日本の中国への要望が「二十一か条要求」という名でよばれるようになり、内容も誇張されて反日宣伝に利用された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （二十一か条要求の実態）	3-(3)	
261	221	10 - 11	・・・結果的に日本は頼りになる同盟国を失い、国際的に孤立することとなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （当時の国際環境）	3-(3)	
262	222	下左写真	「谷崎潤一郎」中、「陰影礼賛」	誤字である。	3-(2)	
263	225	10 - 12	・・・海軍の補助艦（戦艦、巡洋艦、潜水艦などの戦闘艦艇以外の海軍艦船）	誤りである。	3-(1)	
264	225	上右囲み	しかし、欧米列強は、日本の行動を自国の経済圏への挑戦と受けとった。→ P. 236	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （経済圏確立と日米開戦との関係）	3-(3)	
265	226	上右写真	「ヒトラー（1889～1945）」中、「ミュンヘンに出てナチス党を創設した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ヒトラーとナチ党の関係）	3-(3)	
266	226	側注1	側注1全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （コミンテルンの性格）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
267	227	1 - 3	各国の共産党は、コミンテルンの支部と位置づけられ、モスクワの本部の指令に絶対的に服従し、自国の政府に対する破壊活動を実行した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （各国の共産党の一般的な活動）	3-(3)	
268	228	3 - 4	孫文のあとをついだ蒋介石は1919年に国民党を結成したのち、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国民党結成の経緯）	3-(3)	
269	228	5 - 6	1928年、蒋介石は北京をおさえて新政府を樹立した。 （同ページ上左図「蒋介石（1887～1975）」中、「1927.9 国民政府」も同様）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国民政府樹立の時期）	3-(3)	
270	228	側注 2	排日運動の背後には、英米のキリスト教宣教師の煽動もあった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （宣教師の煽動）	3-(3)	
271	229	12 - 18	しかし、中国人による排日運動は拡大し、・・関東軍の一部将校は、満州を軍事占領して排日勢力を駆逐し、日本の権益を守る計画を練り始めた。	生徒にとって理解し難い表現である。 （中国の排日運動について説明不足）	3-(3)	
272	229	図	中国の排日運動	生徒が誤解するおそれのある図である。 （それぞれの事件の性質の違い）	3-(3)	
273	230	1 - 5	1931（昭和6）年9月、関東軍は、奉天（現在の瀋陽）郊外の柳条湖で、満鉄の線路を爆破し、・・満州の安定を望んでいた関東軍は、全満州の主要地域を占領した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （満州事変の実態）	3-(3)	
274	230	10 - 13	事変後の満州各地では、地域の有力者を中心に独立運動が広がった。・・関東軍は・・満州国を建国した。溥儀は、のちに満州国皇帝の地位についた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （満州国建国の実態）	3-(3)	
275	230	側注 1	1939年の時点で、満州国は・・タイ、ポーランド、バチカンなど・・承認されていた。	不正確である。 （1939年の時点での承認国）	3-(1)	
276	231	9 - 11	その後、日本と中国との間で停戦協定が結ばれ、満州は・・経済成長をとげた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （満州国の実態）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
277	231	上右写真	「溥儀」中、「北京に幽閉されていたが、満州事変がおこると・・・」	不正確である。 (溥儀の幽閉地)	3-(1)	
278	232	6 - 9	コミンテルンの指導者のレーニンは、植民地となっていたアジア諸国の宗主国に対する闘争を組織し、利用して、資本主義国を打倒する「アジア迂回作戦」を立てた。その工作地として選ば	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (コミンテルンの活動)	3-(3)	
			れたのが中国で、打倒の標的とされたのは日本だった。			
279	232	上囲み	「日本を戦争に引きずり込む破壊活動を指令したコミンテルン文書」	引用された史料は、信頼性のある適切なものが選ばれていない。	2-(9)	
280	232	側注1	1935年に開かれたコミンテルン世界大会で、世界共産化の一手段として、一時的に資本家の政党などとも手を組むという方針が決められた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一時的に資本家の政党などとも手を組むという方針が決められた経緯)	3-(3)	
281	233	1 - 11	「和平を妨害した挑発事件」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日中戦争の実態)	3-(3)	
282	233	12 - 22	「上海事変から始まった日中戦争」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (第二次上海事変及び日中戦争の実態)	3-(3)	
283	233	側注3	北京東方の通州には日本軍とつながりの深い地方政権がつくられていた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (冀東政権の実態)	3-(3)	
284	233	側注3	現地にいたあるアメリカ人は、・・・と書いた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「現地にいたあるアメリカ人」の記述の位置づけ)	3-(3)	
285	234	1 - 11	日中戦争の長期化 開戦当初の日本国内は、戦争景気で雇用が増え、消費が拡大した。しかし、・・・日中戦争の終結の目途も立たなかった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日中戦争の長期化の理由)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
286	234	上右図	「日中戦争の展開」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中国共産党の退路，日中戦争，満州事変，通州事件）	3-(3)	
287	235	3 - 6	1938年、近衛文麿首相は東亜新秩序の建設を打ち出し、・・・これが日本の戦争目的であり、・・・	生徒にとって理解し難い表現である。 （234ページ8-10行目との関係）	3-(3)	
288	235	上図	援蔣ルート	表記が不統一である。 （欄外説明文タイトルとの不統一）	3-(4)	
289	236	側注1	日本に石油を提供しないように、アメリカからの示唆があり、オランダは米英との連携を選択した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （交渉失敗の理由）	3-(3)	
290	237	6	仏印の首都サイゴン	誤りである。 （サイゴン）	3-(1)	
291	237	13 - 21	ハル・ノートから日米開戦へ 日本はアメリカとの戦争を何とかさげようと必死だった。日米交渉は・・・受け止めた日本政府は、対米開戦を決意した。 （側注3も同様）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （開戦経緯）	3-(3)	
292	238	3 - 4	アメリカの戦艦と航空部隊に全滅に近い打撃をあたえた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （航空部隊全滅）	3-(3)	
293	238	側注3	・・・ワシントンの日本大使館の不手際で、攻撃後の通告となった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （攻撃後の通告となった理由）	3-(3)	
294	240	11 - 12	戦争が始まると日本は、影響下に置いたアジア各地域に独立を約束して戦争への協力を求めた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本とアジア各地との関係）	3-(3)	
295	240 - 241	17 - 14	「アジア諸国と日本」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本の戦争目的及び占領の実態及び258ページ8-9行目との関係）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
296	240	上写真	「大東亜会議の出席者たち」中、「南京に設立された日本に協力的な政府」	生徒にとって理解し難い表現である。 （重慶政府との関係）	3- (3)	
297	240	側注 1	日本は1943年、ビルマ、フィリピンを独立させ・・・1945年には、ベトナム、カンボジア、ラオスの独立を実現させた。	生徒にとって理解し難い表現である。 （247ページ上表「アジア諸国の独立」との関係）	3- (3)	
298	241	側注 2	ゲリラに間違われて民間人が犠牲になる場合が生ずるので、厳罰に処することが定められていた。	生徒にとって理解し難い表現である。 （戦時国際法の規定）	3- (3)	
299	241	中囲み	日本を解放軍としてむかえたインドネシアの人々	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （インドネシア占領の実態）	3- (3)	
300	242	18 - 19	日本統治下の・・・台湾では、・・・戸籍上の名前をつくる創氏を命じ、・・・	不正確である。 （創氏）	3- (1)	
301	243	2 - 3	こうして、現地の人々を日本人として一体化する政策が進められた。戦争末期には、日本人同様に徴兵や徴用も適用された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （植民地の実態）	3- (3)	
302	243	上左囲み	「創氏改名とは何か」中、「同姓の人が多いため、朝鮮総督府は住民に「氏」を決めさせ、登録させた。」	不正確である。 （創氏改名の理由）	3- (1)	
303	244	14	「沖縄戦」及び側注 1、側注 2	生徒にとって理解し難い表現である。 （住民の犠牲など沖縄戦の実態）	3- (3)	
304	245	4 - 5	政府は、ソ連の仲介の返答を待つこととした。	生徒にとって理解し難い表現である。 （ソ連の仲介）	3- (3)	
305	246	左1- 右3	「大東亜戦争の2つの目的」全体	太平洋戦争の目的について、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。	2- (6)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
306	246	22左	南印（オランダ領インドネシア）	不正確である。 （植民地の名称）	3- (1)	
307	246	6-8 右	長期にわたってイギリスの植民地とされていたインドは、大東亜戦争がきっかけとなって独立しました。	生徒にとって理解し難い表現である。 （インド独立運動に長い歴史があったことを理解し難い。）	3- (3)	
308	246	24- 27右	この作戦で、日本兵6万人が亡くなりましたが、この進軍によってインドは独立への道を切り開くことができました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （インパール作戦がインド独立への道を直接切り開いたかのように誤解する。）	3- (3)	
309	247	1-2 左	アジアからアフリカにおよぶ独立の波（同ページ、左17-18行目「独立の波はアフリカ諸国にもおよびました。」も同様）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （太平洋戦争とアフリカ諸国の独立とが直接関係するかのよう誤解する。）	3- (3)	
310	247	左21 -右6	マラヤ大学の国際政治学者アリフィン・ベイは、「日本の軍隊が引きあげたのち、アジア諸国に残っていたのは、ほかならない日本の精神的、技術的遺産であった。この遺産が、第二次世界	史料の扱いが公正でない。 （前後にある日本の政策への批判を引用していない。）	2- (9)	
			大戦後に新しく起こった東南アジアの民族独立運動にとって、どれだけ多くの貢献をしたかを認めなければならない」と日本軍の軍政の意義を評価しています。			
311	247	18- 24右	ミャンマーのバー・モウ初代首相は、自著『ビルマの夜明け』で、アジア全体を念頭に置いて、「日本ほどアジアを白人支配から離脱させることに貢献した国はない。しかし、その解放を助	『ビルマの夜明け』の引用部の扱いが公正でない。 （日本が誤解を受けている理由を引用していない。）	2- (9)	
			けたり、多くの範を示してやった諸国から、日本ほど誤解を受けている国はない」と言っています。			
312	248		「戦時国際法と戦争犯罪」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本の戦争犯罪）	3- (3)	
313	249	23- 24左	ヨーロッパの植民地になっていた国々	不正確である。	3- (1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
314	250	表	二十一か条要求	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (二十一か条要求の実態)	3-(3)	
315	250	表	「ベルサイユ条約」中、「米・英・仏・日・伊の5大国とドイツとの間で結ばれた条約。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ベルサイユ条約調印国)	3-(3)	
316	250	表	満州国建国	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (満州国の実態)	3-(3)	
317	250	表	日中戦争（支那事変）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日中戦争の実態)	3-(3)	
318	252	8 - 9	占領軍は30項目の禁止事項をもとに徹底した検閲を行った。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦前期の検閲が欠落)	3-(3)	
319	252	10 - 14	GHQは、日本政府に対し、婦人参政権の付与・・・農村では農地改革が進められた。(側注「占領軍の進めた戦後の主な改革」も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容(6)のアの「冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを通して、第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ、世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解させる。)	2-(1)	
320	252	15 - 16	日本の領土は、ポツダム宣言第3条によって、	不正確である。 (「ポツダム宣言第3条」)	3-(1)	
321	253	上左写真	「日本最初の婦人代議士」中、「第1回の総選挙」	不正確である。	3-(1)	
322	253	側注3	日本国憲法は、天皇を日本国および日本国民統合の象徴と定めた。・・・他に例を見ない屈辱的なものとなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本国憲法の原則及び自衛権)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
323	254	12-13左	戦勝国の意思を敗戦国に押しつける「戦争」	生徒にとって理解し難い表現である。 （戦争の概念規定）	3-(3)	
324	254	23左-4右	しかし、占領期間中にその国の憲法まで変えることは行き過ぎで、・・国際秩序は混乱するばかりだったからです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本国憲法の在り方）	3-(3)	
325	255	5左-8右	「勝者の裁き」全体(254ページ見出しも同様)	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 （東京裁判に対する日本政府の立場）	固有2-(4)	
326	255	22-23左	東京裁判で国際法に精通していた判事	不正確である。	3-(1)	
327	255	10-26右	マッカーサー証言	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （マッカーサーの考え方）	3-(3)	
328	256	上図	「米ソ両陣営の対立」	生徒にとって理解し難い図である。 （「1960年現在」の国境線ではない。）	3-(3)	
329	258	側注1	齒舞諸島	誤りである。 （名称）	3-(1)	
330	259	上左表	「冷戦の経過」中、「1949 中華人民共和国（共産党政権）成立」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （成立時の中華人民共和国の性格）	3-(3)	
331	259	上左表	「冷戦の経過」中、「1958 初の人工衛星打ち上げに成功（ソ）」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （年代）	3-(3)	
332	259	上左表	「冷戦の経過」中、「1975 ベトナム社会主義共和国成立」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （年代）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
333	263	1-3 左	チームは「東洋の魔女」とよばれて一躍、世界にその名をとどろかせました。	不正確である。 (東洋の魔女とよばれた時期)	3-(1)	
334	264	側注2	就任したばかりの田中角栄首相は、アメリカの対中接近の動向を知ると直ちに訪中を決めた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「動向を知る」)	3-(3)	
335	264	側注2	日中共同声明では、日本が中国に持っていた財産を放棄することに対応して、	誤りである。 (日本の財産の放棄に対応)	3-(1)	
336	265	8 - 11	しかし、これによって、電気製品の…こうして、日本は、アメリカに次ぐ世界第2位のGNPを記録し、…	誤りである。 (GNP世界第2位の時期)	3-(1)	
337	265	右表	「1960～80年代の主要な内閣の総理大臣と主な仕事」中、「日中国交正常化(1956)」	誤りである。	3-(1)	
338	266 - 267	17左 -8右	「立憲君主の立場」全体(266ページ見出しも同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (昭和天皇と立憲君主制)	3-(3)	
339	269	17	世界無形文化遺産	不正確である。 (名称)	3-(1)	
340	269	上左表	「日本人のノーベル賞受賞者」中、「江崎玲於奈(えぎき)」	誤りである。 (ルビ)	3-(1)	
341	271	17	2002年からはイラクに侵攻した(イラク戦争)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	
342	271	囲み	「戦争と全体主義の犠牲者」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (犠牲者数について断定的に過ぎる。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
343	272	下左写真	「北朝鮮に拉致された人たちの帰国（2002年9月17日）」	不正確である。 （写真の日付）	3-(1)	
344	272	12 - 16	中国は、急速な軍備の拡張を進め、チベットやウイグルなどの周辺地域を支配し、その他各地で領土紛争を引き起こしている。2010年9月には、日本の固有の領土である尖閣諸島で海上保安	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （尖閣諸島をめぐる事件の性格）	3-(3)	
			庁の船に衝突する事件をおこし、それ以後日本に対する軍事的挑発をくり返している。			
345	272	14	日本の固有の領土である尖閣諸島	生徒にとって理解し難い表現である。 （尖閣諸島が日本の領土となった経緯について説明不足で理解し難い。）	3-(3)	
346	272	上左図	「中国による民族弾圧と周辺地域との紛争」中、中華人民共和国の塗色	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中華人民共和国の領域）	3-(3)	
347	272	上左図	「中国による民族弾圧と周辺地域との紛争」中、尖閣諸島に伸びる矢印	生徒が誤解するおそれのある図である。 （尖閣諸島で紛争があるかのように誤解する。）	3-(3)	
348	273	1 - 2	日本は2度にわたって拉致被害者の一部を帰国させたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （拉致被害者を帰国させた回数）	3-(3)	
349	273	4	竹島	生徒にとって理解し難い表現である。 （竹島が日本の領土となった経緯について説明不足で理解し難い。）	3-(3)	
350	273	9 - 10	津波による原子力発電所の事故もおこり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （東日本大震災での原子力発電所の事故の原因について断定的に過ぎる。）	3-(3)	
351	275	15- 16右	灌概施設	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 26-68		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
352	276	25-29右	日本人は縄文時代以来、豊かな自然の恵みのもとで、温和な性格を備え、和を大切に、弱肉強食とは異なる助け合いと支え合いの文化をつくり上げてきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（断定に過ぎる。）	3-(3)	
353	278	表	「冷戦」中、「武力衝突（熱戦）のない戦争状態。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（冷戦の性格）	3-(3)	
354	278	表	「朝鮮戦争」中、「南北朝鮮間の戦争。」	不正確である。（朝鮮戦争の当事国名）	3-(1)	
355	278	表	「高度経済成長」中、「1980年代には国民総生産・・・世界第2位になった。」	不正確である。（1980年代）	3-(1)	
356	278	表	「日中国交正常化」中、「アメリカのニクソン大統領により米中関係が正常化されたのを受け、田中首相が訪中、」	不正確である。（時系列）	3-(1)	
357	278	表	「ベルリンの壁の崩壊」中、「アメリカとの軍備拡張競争に抗しきれずソ連経済は破綻した。」	脱字である。	3-(2)	
358	278	表	「湾岸戦争」中、「クエート」	表記が不統一である。（同表内「クウェート」）	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。